

新型コロナウイルス感染症の発生について（市内2467～2471例目）

前橋市内で5件(2467～2471例目)の新型コロナウイルス感染症の患者を確認しました。本市では、濃厚接触者の把握を含め、積極的疫学調査、健康観察等を実施しているところです。

No.	市内番号 (県内番号)	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
1	2467 (16697)	9月30日	50代	女性	福祉事業 従事者	—	9月24日	軽症
2	2468 (16698)	9月30日	60代	女性	無職	市内2456例目 の同居家族	9月29日	軽症
3	2469 (16700)	9月30日	90代	男性	無職	—	9月25日	中等症
4	2470 (16701)	9月30日	40代	男性	無職	市内2466例目 の濃厚接触者	9月29日	軽症
5	2471 (16705)	9月30日	70代	女性	無職	市内2446例目 の同居家族	9月24日	軽症

届出先都道府県	結果 判明日	年代	性別	職業	備考	発症日	調査時 の症状
県外届出 (東京都)	9月30日	30代	男性	会社員	—	—	無症状

東京都内の保健所より前橋市内在住者1人の新型コロナウイルス感染症発生届の送付を確認しました。本件は、東京都内の保健所に届出が提出されており、本市及び群馬県の発生患者数には含まれません。

※濃厚接触が確認された人には、14日間の健康観察と外出自粛を要請するとともに、検査を実施する予定です。検査結果が陽性となった場合は、別途報告します。

市民の方へお願い

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別や偏見をなくしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。
公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

報道関係者の皆様へのお願い 引き続き調査を行い、必要な情報は随時発表いたします。

感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報の公表を行いますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれましては、報道に当り、プライバシーの保護にご配慮ください。

本件に関するお問い合わせ先

保健予防課 感染症対策係

電 話 <平日> 直通 / 027-220-5779
<夜間・休日> 027-224-1111 (当直室) から内線84-2216へ